参考資料

憲法第二十八条 【勤労者の団結権】

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

労働組合法第七条【不当労働行為】

使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 労働者が労働組合の組合員であること、労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとしたこと若しくは労働組合の正当な行為をしたことの故をもつて、その労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱いをすること又は労働者が労働組合に加入せず、若しくは労働組合から脱退することを雇用条件とすること。ただし、労働組合が特定の工場事業場に雇用される労働者の過半数を代表する場合において、その労働者がその労働組合の組合員であることを雇用条件とする労働協約を締結することを妨げるものではない。
- 二 使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒むこと。
- 三 労働者が労働組合を結成し、若しくは運営することを 支配し、若しくはこれに介入すること、又は労働組合の 運営のための経費の支払につき経理上の援助を与えるこ と。ただし、労働者が労働時間中に時間又は賃金を失う ことなく使用者と協議し、又は交渉することを使用者が 許すことを妨げるものではなく、かつ、厚生資金又は経 済上の不幸若しくは災厄を防止し、若しくは救済するた

めの支出に実際に用いられる福利その他の基金に対する 使用者の寄附及び最小限の広さの事務所の供与を除くも のとする。

四 労働者が労働委員会に対し使用者がこの条の規定に違反した旨の申立てをしたこと若しくは中央労働委員会に対し第二十七条の十二第一項の規定による命令に対する再審査の申立てをしたこと又は労働委員会がこれらの申立てに係る調査若しくは審問をし、若しくは当事者に和解を勧め、若しくは労働関係調整法 (昭和二十一年法律第二十五号)による労働争議の調整をする場合に労働者が証拠を提示し、若しくは発言をしたことを理由として、その労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱いをすること。

労働組合法第八条【損害賠償】

使用者は、同盟罷業その他の争議行為であつて正当なもの によつて損害を受けたことの故をもつて、労働組合又はそ の組合員に対し賠償を請求することができない。

労働基準法 第三条【均等待遇】

使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由と して、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的 取扱をしてはならない。

第四条【男女同一賃金の原則】

使用者は、労働者が女性であることを理由として、賃金について、男性と差別的取扱いをしてはならない。

第五条【強制労働の禁止】

使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を 不当に拘束する手段によつて、労働者の意思に反して労働 を強制してはならない。

第十五条【労働条件の明示】

使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、 労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。こ の場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の 厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定 める方法により明示しなければならない。

- 二 前項の規定によつて明示された労働条件が事実と相 違する場合においては、労働者は、即時に労働契約を解 除することができる。
- 三 前項の場合、就業のために住居を変更した労働者が、 契約解除の日から十四日以内に帰郷する場合においては、 使用者は、必要な旅費を負担しなければならない。

第十九条【解雇制限】

使用者は、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後三十日間並びに産前産後の女性が第六十五条の規定によつて休業する期間及びその

後三十日間は、解雇してはならない。ただし、使用者が、 第八十一条の規定によつて打切補償を支払う場合又は天災 事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能 となつた場合においては、この限りでない。

二 前項但書後段の場合においては、その事由について行 政官庁の認定を受けなければならない。

第二十条【解雇の予告】

使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少くとも三十日前にその予告をしなければならない。三十日前に予告をしない使用者は、三十日分以上の平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。

- 二 前項の予告の日数は、一日について平均賃金を支払つ た場合においては、その日数を短縮することができる。
 - 三 前条第二項の規定は、第一項但書の場合にこれを準用する。

第二十一条

前条の規定は、左の各号の一に該当する労働者については 適用しない。但し、第一号に該当する者が一箇月を超えて 引き続き使用されるに至つた場合、第二号若しくは第三号 に該当する者が所定の期間を超えて引き続き使用されるに 至つた場合又は第四号に該当する者が十四日を超えて引き続き使用されるに至つた場合においては、この限りでない。

- 一 日日雇い入れられる者
- 二 二箇月以内の期間を定めて使用される者
- 三 季節的業務に四箇月以内の期間を定めて使用される者
- 四 試の使用期間中の者

第二十四条【賃金の支払】

賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

二 賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金 (第八十九条において「臨時の賃金等」という。)については、この限りでない。

第三十二条【労働時間】

使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。

- 二 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩 時間を除き一日について八時間を超えて、労働させては ならない。
- ※「労働時間」の条文はまだ続きがあるのですが、以下は省 略します。

第三十四条【休憩】

使用者は、労働時間が六時間を超える場合においては少くとも四十五分、八時間を超える場合においては少くとも一時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。

- 二 前項の休憩時間は、一斉に与えなければならない。ただし、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定があるときは、この限りでない。
- 三 使用者は、第一項の休憩時間を自由に利用させなければならない。

第三十五条【休日】

使用者は、労働者に対して、毎週少くとも一回の休日を与

えなければならない。

二 前項の規定は、四週間を通じ四日以上の休日を与える 使用者については適用しない。

第三十六条(時間外及び休日の労働)

使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、第三十二条から第三十二条の五まで若しくは第四十条の労働時間(以下この条において「労働時間」という。)又は前条の休日(以下この項において「休日」という。)に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。ただし、坑内労働その他厚生労働省令で定める健康上特に有害な業務の労働時間の延長は、一日について二時間を超えてはならない。

※二~四項 略

第三十七条【時間外、休日及び深夜の割増賃金】

使用者が、第三十三条又は前条第一項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上五割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時

間が一箇月について六十時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の五割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

- 二 前項の政令は、労働者の福祉、時間外又は休日の労働 の動向その他の事情を考慮して定めるものとする。
- 三 使用者が、当該事業場に、労働者の過半数で組織する 労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で 組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表す る者との書面による協定により、第一項ただし書の規定 により割増賃金を支払うべき労働者に対して、当該割増 賃金の支払に代えて、通常の労働時間の賃金が支払われ る休暇(第三十九条の規定による有給休暇を除く。)を 厚生労働省令で定めるところにより与えることを定めた 場合において、当該労働者が当該休暇を取得したときは、 当該労働者の同項ただし書に規定する時間を超えた時間 の労働のうち当該取得した休暇に対応するものとして厚 生労働省令で定める時間の労働については、同項ただし 書の規定による割増賃金を支払うことを要しない。
- 四 使用者が、午後十時から午前五時まで(厚生労働大臣 が必要であると認める場合においては、その定める地域 又は期間については午後十一時から午前六時まで)の間 において労働させた場合においては、その時間の労働に ついては、通常の労働時間の賃金の計算額の二割五分以 上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

五 第一項及び前項の割増賃金の基礎となる賃金には、家 族手当、通勤手当その他厚生労働省令で定める賃金は算 入しない。

第三十九条【年次有給休暇】

使用者は、その雇入れの日から起算して六箇月間継続勤務 し全労働日の八割以上出勤した労働者に対して、継続し、 又は分割した十労働日の有給休暇を与えなければならない。 二 使用者は、一年六箇月以上継続勤務した労働者に対し ては、雇入れの日から起算して六箇月を超えて継続勤務す る日(以下「六箇月経過日」という。)から起算した継続 勤務年数一年ごとに、前項の日数に、次の表の上欄に掲げ る労働日を加算した有給休暇を与えなければならない。た

六箇月経過日 から起算した 継続勤務年数	労働日
一年	一労働日
二年	二労働日
三年	四労働日
四年	六労働日
五年	八労働日
六年以上	十労働日



勤続年数	有給休暇日数
六力月	+8
一年六力月	+-=
二年六カ月	+==
三年六カ月	十四日
四年六カ月	十六日
五年六力月	十八日
六年六カ月以上	二十日

だし、出勤した日数が全労働日の八割未満である者に対しては、当該初日以後の一年間においては有給休暇を与えることを要しない。

第八十九条【就業規則作成及び届出の義務】

常時十人以上の労働者を使用する使用者は、次に掲げる事項について就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。次に掲げる事項を変更した場合においても、同様とする。

- 一 始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて交替に就業させる場合においては就業時転換に関する事項
- 二 賃金(臨時の賃金等を除く。以下この号において同じ。) の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の 時期並びに昇給に関する事項
- 三 退職に関する事項(解雇の事由を含む。)
- 三の二 退職手当の定めをする場合においては、適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法 並びに退職手当の支払の時期に関する事項
- 四 臨時の賃金等(退職手当を除く。)及び最低賃金額の 定めをする場合においては、これに関する事項
- 五 労働者に食費、作業用品その他の負担をさせる定めを する場合においては、これに関する事項
- 六 安全及び衛生に関する定めをする場合においては、こ れに関する事項

- 七 職業訓練に関する定めをする場合においては、これに 関する事項
- 八 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する定めをする場合においては、これに関する事項
- 九 表彰及び制裁の定めをする場合においては、その種類 及び程度に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、当該事業場の労働者のすべてに適用される定めをする場合においては、これに関する事項

労働者派遣法第二十七条【契約の解除等】

労働者派遣の役務の提供を受ける者は、派遣労働者の国籍、信条、性別、社会的身分、派遣労働者が労働組合の正当な行為をしたこと等を理由として、労働者派遣契約を解除してはならない。